

飛騨市

平成31年度(2019年度)保育園 入園の手引き



飛騨市 市民福祉部 子育て応援課 保育園係

〒509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目1-60 (ハートピア古川内)

TEL・・・0577-73-2458

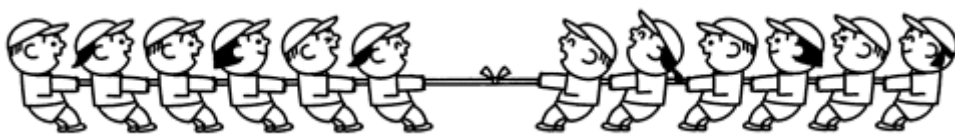
FAX・・・0577-73-3604

E-mail・・・kosodate@city.hida.gifu.jp

<http://www.city.hida.gifu.jp/>

目 次

1. 入園までの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・	2
2. 認定基準（保育の必要性）・・・・・・・・	3
3. 申請手続き・・・・・・・・・・・・・・・・	4
主な注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・	5
4. 飛騨市保育料・・・・・・・・・・・・・・・・	6
5. 特別利用保育・・・・・・・・・・・・・・・・	8
6. 保育所給食について・・・・・・・・・・	9
7. 食物アレルギー対応給食について・・・・	10
8. 記入例　・・・・・・・・・・・・・・・・	11
9. 飛騨市ホームページQRコード・メモ・・・	15



【保育園とは？】

保育園は、家庭で保育することができない（保育の必要がある）お子さんを保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

原則、保育園に入園できるのは、保育の必要性の認定（支給認定）を受けた児童です。

定員に空きがある場合に、保育の必要性がなくても入園できます。（3歳以上児・1号認定）

1、入園までの流れ

10月 入園説明会

希望する保育園を決定

11月12日（月）まで 入園にかかる申請書類を提出

【申請書類 提出先】

町名	受付時間	場所
古川町	8:30 ~ 17:15	ハートピア古川 子育て応援課保育園係
河合・宮川町		河合・宮川振興事務所 総務市民福祉係
神岡町		神岡振興事務所 市民福祉係

11月～1月

書類審査・調査

申請書等の内容（必要性の事由及び家族の状況等）について市が審査を行います。なお、申請内容に不明な点や書類不備があった場合には、就労先や保護者の方へ確認等を行う場合があります。

利用調整（選考）

提出書類に基づき、保育の必要性の程度や家庭状況等を総合的に審査して決定します。そのため、第2希望、第3希望の保育園への入所となる場合もありますので、あらかじめご承知おき下さい。その場合、子育て応援課からご連絡させていただきます。

【優先利用例】

- ひとり親家庭
 - 子どもが障がい有する
 - 生活保護世帯
 - 虐待またはDVのおそれがある等、緊急性が高い場合
 - 両親ともにフルタイム勤務
 - 妊娠・出産
- など

2月上旬 入園内定

「施設利用内定通知書」送付

2月中旬

1日入園

4月

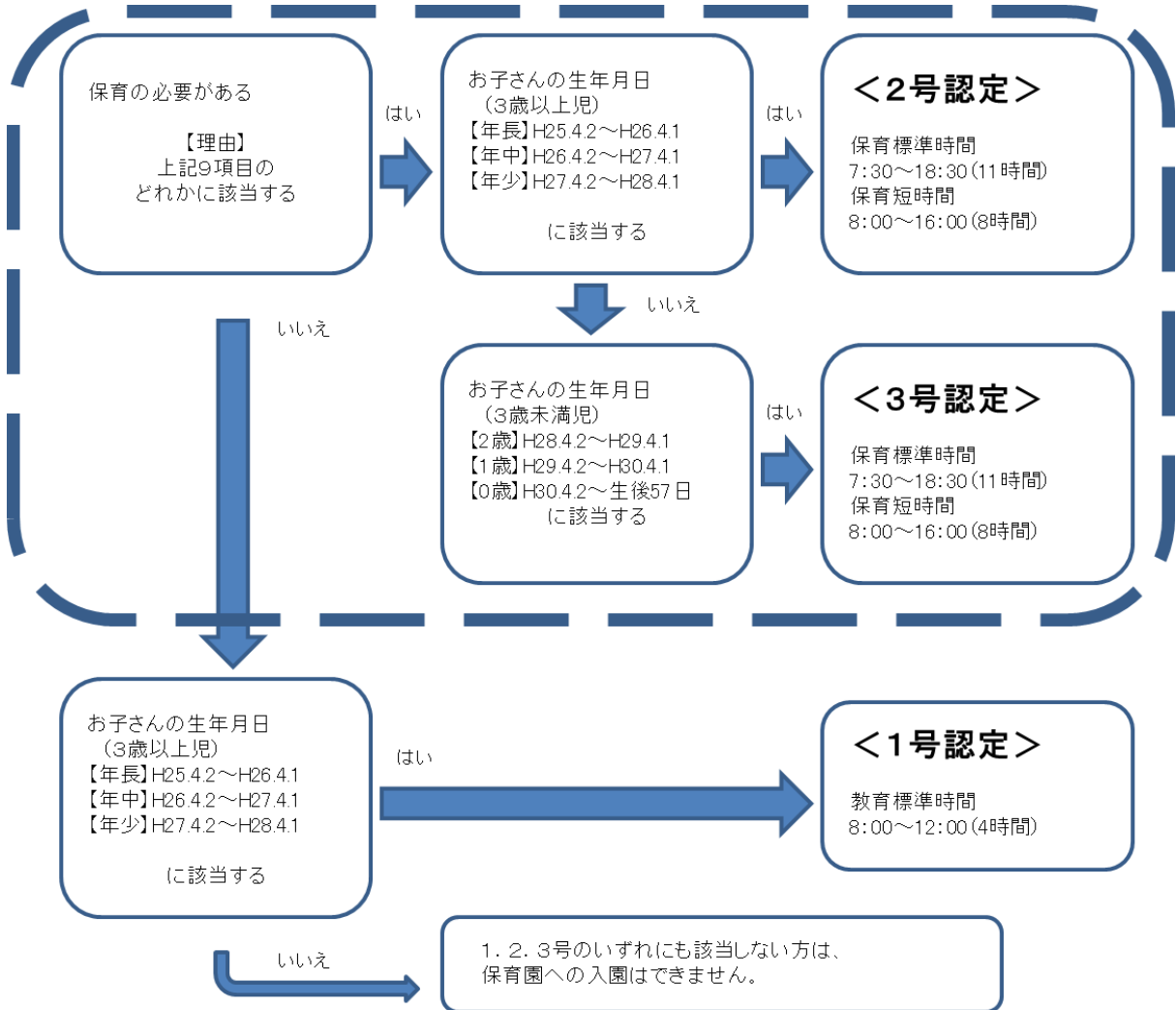
入園

2、認定基準（保育の必要性）

「常態」の基準
⇒ 48時間/月 以上

①	家庭外労働 家庭内労働	家庭外で労働することを「常態」としている。 家庭内で当該児童と離れて労働することを「常態」としている。
②	妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がない。 (産前6週～産後8週間の期間)
③	保護者の疾病・障がい	保護者が疾病又は負傷しているか、心身に障がいを有している。
④	同居親族の介護・看護	同居の親族(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している。
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている。
⑥	求職活動	求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている。 認定期間:3ヶ月 (期間を過ぎると認定が消滅し、退園となります。求職活動の認定の継続はできません。)
⑦	修学・職業訓練	学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している。
⑧	虐待・DV	児童虐待を行っている、又は再び行われるおそれがあると認められる場合や配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められる。
⑨	育児休業	育児休業取得中に、既に保育園を利用している子どもがいて継続利用が必要である。 (育児休業取得中の新規入園はできません。)

【認定フローチャート】 ※お子さんが保育の必要性の認定に該当するか確認してください。



3、申請手続き

※ 現在、在園しているお子さんについても入所申込みが必要です（保育園を通じて別途書類をお渡しします）。

【保育の必要性の認定、入園申請に必要な書類】

番号	書類名	説明
①	入園児カード	緊急時の連絡先等必要事項を記入
②	保育所入所申込書	指定の用紙
③	施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書	指定の用紙（マイナンバーの記入）
④	委任状（マイナンバー関係）	*別紙参照 夫婦でも提出にみえる方への委任状が必要となります
⑤	家庭で保育することができない事由を証明する書類	勤め先から 社会保険証 を交付されている場合はその写し ※短時間認定となります。それ以外の方は下記の書類
⑥	食物アレルギーについての調査表	指定の用紙
⑦	飛騨市収納金 口座振替依頼書	新規入園される方及び保育料等引落の口座を変更される方は金融機関へ提出して下さい。 ※既に登録済みの方は提出の必要はありません。

②③の書類については、
11 ページ以降の記入例を
参考にして下さい

【家庭で保育することができない事由を証明する書類】

保育を必要とする事由の番号	父母等保護者の保育が必要な理由	提出していただく書類名
①	家庭外労働	社会保険証もしくは就労証明書（外勤・内職用） ※ 就職が内定している等、就労予定の方も提出が必要です
	家庭内労働	
	農業 自営業及び専従者	就労状況申告書（自営業・農業用）
②	妊娠・出産	母子手帳の写し（表紙・分娩予定日の確認できる頁）
③	保護者の疾病	医師の診断書
	保護者の障がい	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等の写し
④	介護・看護	〔下記の（1）と（2）：2点の書類を提出〕 （1）民生委員の証明書 … 市の様式のもの （2）医師の診断書又は介護保険証の写し
	通院介助	民生委員の証明書（医師の診断書がある方はそれも添付）
⑤	災害復旧	り災証明書
⑥	求職活動	ハローワークカード若しくは神岡商工会議所無料職業紹介所発行の「職業相談カード」の写し（内定している場合は就労証明書）
	起業準備	開業予定のわかるもの
⑦	就学	〔下記の（1）と（2）：2点の書類を提出〕 （1）在学証明書（学生証、合格通知書等）の写し （2）時間割表等（スケジュール、カリキュラムがわかるもの）の写し
⑧	虐待・DV	保護命令等
⑨	育児休業	・就労証明書（育児休業期間欄の記入があるもの） ・育児休業取得期間証明書 ※ 職場復帰後には、「復職証明書」の提出が必要。

【申請に関する主な注意事項】

① マイナンバーを記載してください。

- ・番号制度が開始したことにより、皆さまのマイナンバーを記載していただく必要があります。
- ・世帯全員のマイナンバーを記載してください。
- ・記載欄がありますので、間違いがないよう十分に確認をしていただき記入してください。

※記入していただいたマイナンバーは保育園入園に係る手続きの範囲内で使用するとともに、厳正に管理します。

② 勤務先の社会保険証のコピーでも申請できます。

- ・お勤め先から社会保険証が交付されていれば、そのコピーでも認定することは可能です。この場合、「保育短時間」の認定になります。
- ・就労時間が長い等で「保育標準時間」を希望される方は従来どおり、勤務先で就労証明書を記載していただき、ご提出ください。（※就労証明書に記載された勤務時間等により、認定の変更は可能です。）

③ 希望する保育園は必ず第3希望までお書きください。

- ・近年、保育園入園希望者が増加しており、入園審査・調整の段階でご希望通りの保育園に割り当てできない場合があります。その際には、第2希望、第3希望と移っていただくこととなりますので、申請書には必ず第3希望まで記入してください。

④ 入所の申請をされても、入所をお断りする場合がありますのでご承知おき下さい。

- ・保育園へ入所できる基準に該当しないために入所が認められない場合
- ・申請内容に虚偽があることが判明した場合
- ・利用調整を実施しても、定員を超えた申込があった場合

⑤ 父が飛騨市外へ単身赴任している場合、

- ・「保護者住所」・「保護者氏名」の欄は、母の住所・氏名を記入して下さい。
- ・父の赴任先住所を備考欄に記入して下さい。

4、飛騨市保育料

【1号認定：保育所（「特別利用保育」の利用者）】

（月額／円） 上段：第1子 下段：第2子

階層区分		平成31年度飛騨市 徴収金基準額
第1階層	①生活保護世帯	0
第2階層	②市町村民税非課税世帯 (均等割額のみ課税世帯)	1/2 0
第3階層	③市町村民税所得割課税額 77,100円未満	8,050 1/2 4,020
第4階層	④市町村民税所得割課税額 211,200円未満	10,250 1/2 5,120
第5階層	⑤市町村民税所得割課税額 211,201円以上	12,850 1/2 6,420

【2号、3号認定：保育所】

（月額／円）

階層区分		平成31年度飛騨市徴収金基準額			
		3歳以上児		3歳未満児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第1階層	①生活保護世帯	0	0	0	0
第2階層	②市町村民税非課税世帯	0	0	3,300	3,300
		1/2 0	1/2 0	1/2 1,650	1/2 1,650
第3階層	③所得割課税額 48,600円未満	5,250	5,150	9,750	9,650
		1/2 2,620	1/2 2,570	1/2 4,870	1/2 4,820
第4階層	④所得割課税額 57,700円未満	10,500	10,300	15,000	14,800
	57,700円以上 97,000円未満	1/2 5,250	1/2 5,150	1/2 7,500	1/2 7,400
		10,500	10,300	15,000	14,800
		1/2 5,250	1/2 5,150	1/2 7,500	1/2 7,400
第5階層	⑤所得割課税額 169,000円未満	17,750	17,450	22,250	21,950
		1/2 8,870	1/2 8,720	1/2 11,120	1/2 10,970
第6階層	⑥所得割課税額 301,000円未満	25,000	24,550	30,500	30,050
		1/2 12,500	1/2 12,270	1/2 15,250	1/2 15,020
第7階層	⑦所得割課税額 397,000円未満	25,000	24,550	30,500	30,050
		1/2 12,500	1/2 12,270	1/2 15,250	1/2 15,020
第8階層	⑧所得割課税額 397,000円以上	25,000	24,550	30,500	30,050
		1/2 12,500	1/2 12,270	1/2 15,250	1/2 15,020

ひとり親世帯・在宅障がい児（者）のいる世帯・その他要保護者等で市長が認めた世帯で第2・第3階層の世帯の保育料徴収単価表

階層区分	定義	利用者負担額（月額／円）				
		1号給付児	3歳以上児		3歳未満児	
		教育標準時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0
第3階層	所得割課税額 48,600円未満	3,000	4,750	4,650	9,000	8,900
第4階層	所得割課税額 77,101円未満	0	6,000	5,900	9,000	8,900
	77,101円以上 97,000円未満	0	0	0	0	0
		0	9,500	9,300	13,900	13,700
		1/2 4,750	1/2 4,650	1/2 6,950	1/2 6,850	

保育料について

- ア) ・保育料は、保護者の市町村民税（所得割）課税額に応じて決定します。
4月分から8月分の保育料 … 平成30年度の市町村民税額
9月分から3月分の保育料 … 平成31年度の市町村民税額
- ・保育を必要とする理由や申請書の利用希望時間、就労時間等により、認定時間を決定します。
就労の場合、就労時間（通勤時間含む）が8時～16時以内であれば 「短時間認定」
上記を超えて利用する場合 「標準時間認定」
- ・保育料の算定は、その年度における4月1日時点での年齢を基準に算定されます。
（年度途中で年齢が上がっても変更はありません）
- ・保護者…児童を養育していく上での家計の主宰者
したがって、父母共に課税されていれば2人の市町村民税（所得割）課税額の合計で保育料をします。
自営業等で税法上児童の扶養が祖父母にある場合や、父母に一定の所得がない場合
⇒祖父母が家計の主宰者であるとみなし、祖父母の税額も合算の上、保育料の算定を行います
- イ) 保育料の納入は、口座振替でお願いします。
※「飛騨市収納金口座振替依頼書」を金融機関にご提出ください。
保育料の納入期限は、毎月末日です。（休日の場合、翌営業日）
- ウ) 住民税未決定の方は、保育料を決定することができません。所得がない等の理由で所得税の申告が不要な方についても住民税を申告するようお願いいたします。なお、住民税が更正された場合、保育料も変更になる場合があります。
- エ) 保育料は月額のため、登園日数に関係なく（1日も登園がない場合を含む）、その月分の保育料がかかります。登園日数が少ない等の理由で減額になることはありません。
- オ) 保育料は、お子さんの保育に欠かせないものですので、滞納しないようにご協力をお願いします。滞納がある場合は、滞納処分（財産調査・財産差押）の対象となります。
- カ) **保育料の軽減**
飛騨市では、多子世帯やひとり親世帯などの世帯について保護者負担軽減を実施しています。
例) 児童の属する世帯に18歳未満の児童が二人以上いる場合、
当該児童が第2子 ⇒ 保育料半額
第3子 ⇒ 無料 （詳しくは左ページをご覧ください）
- キ) **みなし寡婦（夫）控除の適用**
未婚のひとり親世帯に対し、寡婦（夫）控除の適用があります。
対象となる方は、飛騨市子育て応援課までお申し出下さい。
- ク) 国の徴収基準額に変更があった時等、年度途中で保育料を変更することがあります。

給食主食費について

保育園給食の副食（おかず、おやつ、牛乳）費は保育料に含まれていますが、主食（ご飯、パン、麺類）費は含まれません。保育料と一緒に1,000円徴収します。なお、未満児については保育料に含まれていないので、徴収しません。

※ 増島・さくら・双葉保育園の主食費については、各々の各園で徴収します。

5. 特別利用保育（1号認定）

【保育の必要性はないが、教育目的で保育園への入園を希望する場合】

※保育園への入園を希望する3歳以上児で保育認定の基準に該当しない場合は、1号認定を受けて、特例として保育園を利用することができます。なお、特例の入園は、定員に余裕のある場合に限りです〔利用時間は8時から12時まで〕。

→12時以降の保育も希望される場合は、延長保育の申請が必要です。12時以降の保育料金については下記のとおりです。

※3歳未満児の保護者が家庭で保育することができない理由に該当しない場合は、保育園に入園することはできません。また、在園中に保護者が家庭で保育することができない理由に該当しなくなった時は退園となります。

【延長保育利用料徴収額表】（12時を超えた分の単価）

階層	階層区分	延長保育利用料 (1時間当たり)	主食費 (1ヶ月当たり)
第1	生活保護世帯	0円	0円
第2	市町村民税非課税世帯 (均等割額のみ課税世帯)	0円	1,000円
第3	市町村民税所得割額 77,100円以下	100円	
第4	市町村民税所得割額 211,200円以下	125円	
第5	市町村民税所得割額 211,201円以上	150円	

<保育料の算定方法>

30分未満は切り捨て。30分以上は切り上げて1時間とみなして計算します。

例1 12:00~15:15 ⇒ 3時間15分 ⇒ **3時間**（延長保育利用時間）

例2 12:00~15:40 ⇒ 3時間40分 ⇒ **4時間**（延長保育利用時間）

<延長保育料の支払い方法>

- 毎月末に保育園からの延長保育利用時間の報告書を基に延長保育利用料（1ヶ月分）を計算し、翌月に納付書を送付させていただきます。納付書に記載されている金融機関で納付期限内に入金していただきますようお願いいたします。
- 主食費は、増島・さくら・双葉保育園については、各園との手続きになります。その他の園については、飛騨市で口座振替をさせていただきます（1,000円/月）。

※ 途中入退園された方の主食費は、以下の計算式に当てはめて計算をした金額をお支払いいただくことになります。

計算式： @1,000円 × 平日の在籍日数 / 20日

6. 保育所給食について

保育所給食の目的

- (1) 日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。
- (2) 保育所生活を豊かにし、「生きぬく力」「心ひらく力」「共に育つ力」を養うこと。
- (3) 食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進をはかること。

給食の 提供方法	給食センター	宮城保育園	旭保育園
	自園調理	増島保育園	さくら保育園
		河合保育園	宮川保育園
自校調理	双葉保育園	山之村保育園	

※ 給食は、栄養の改善及び健康の増進等の目的のため、色々な食物を取り入れています。しかし、お子さんがご家庭で食べたことがない食物を給食（保育園）で始めて摂食させることは出来ません。そのため、毎月配布される献立表等でご確認いただき、ご不明な点などがありましたら、園に相談をしてください。ご家庭で食べたことがない食物については、食物アレルギー対応給食（除去・代替食）と同じ対応を行います。

食物アレルギーの対応について

飛騨市内の保育園では、医師から食物アレルギーの診断を受けた方については、医師の正しい指示や指導のもとに保護者をご家庭で行っている調理内容を保護者に代わって、保育園が行う為に、保護者・保育園・栄養士・調理員が共通認識を持ち、お子さん、一人ひとりに合わせた対応をしています。

食物アレルギーの栄養指導の考え方

《原則》 医師からの正しい診断にもとづいた必要最小限の原因食物の除去

【必要最小限の除去とは】

- ① 食べると症状が誘発される食物だけを除去する。
“念のため”、“心配だから” といって、必要以上に除去する食物を増やさない。
- ② 原因食物でも、症状が誘発されない“食べられる範囲”までは食べることが出来る。
“食べられる範囲”を超えない量までは除去する必要がなく、むしろ積極的に食べることが出来る。

7. 食物アレルギー対応給食について

食物アレルギー対応給食について

- (1) 食物アレルギー対応給食は、飛驒市内の保育園（山之村保育園以外）で行っています。
- (2) 食物アレルギーの専門医やかかりつけ医からの指示や指導をもとに、保育園長や給食関係者（担任・調理員・栄養士）を交えて食物アレルギー対応給食の面談を行います。
 - ※ 医療機関への受診勧奨や医師からの指示内容がわかる書面の提出依頼・面談日については、一日入園日に園から連絡があります。
(H31. 2～3月中に面談を行います)
 - ※ 医療機関での診察料・検査料・医師からの指示内容がわかる書面の作成料等は自己負担となります。
 - ※ 各園では、調理施設の実情にあわせて可能な限り対応していますが、集団給食の限界を超える場合は、ご家庭から弁当等の持参をお願いすることもあります。
- (3) 食物アレルギー対応給食が必要なお子さんについては、園や給食センターから献立表や献立明細表・原材料表等を毎月配布しますので、必ず保護者の方も給食内容を確認していただき、保育園へ確認内容を報告してください。
- (4) 食物アレルギー対応給食は、最長1年としていますが、お子さんの状況等によってはこの限りではありません。お子さんの状況によっては必要に応じて園から受診勧奨をおこなうことがあります。
- (5) 食物アレルギー対応給食内容について医師からの指示や指導内容が変更（除去食物の追加や解除）される時はすみやかに園へ連絡をしてください。指示内容によって園へ提出していただく書類があります。（必要に応じて面談も行います）

年度途中で入園される方について…

- 年度途中に入園を予定されている方は、「食物アレルギーについての調査書」を入園される2ヶ月前に保育園へ提出してください。

例) 平成31年8月1日入園 → 平成31年6月1日に保育園へ提出

8、記入例

様式第4号（第4条関係）

②

保育所入所申込書

平成30年11月12日

台帳番号	
世帯番号	
児童番号	
年齢	

保護者住所 飛騨市古川町本町〇番〇〇号

飛騨市長

あて

保護者氏名 飛騨太郎 印



(電話番号 73-XXXX)

保育所への入所につき次のとおり申し込みます。

なお、保育料の算定にあたり、世帯員の税務資料の閲覧について承諾します。

入所児童	児童氏名 (ふりがな)	生年月日	性別	備考
	飛騨 二郎 (ひだ じろう)	H27年4月2日	男・女	
入所を希望する保育所名	第1希望	宮城 保育園	(希望理由) 一番近い保育所、兄が入所している	
	第2希望	増島 保育園	(希望理由) 施設が充実している	
	第3希望	さくら 保育園	(希望理由) 園の雰囲気が良い	
保育の実施を希望する期間		平成31年4月1日 から 平成32年3月31日 まで		
保育の実施を必要とする理由	父親 ○〇会社 (8:30~17:15 月20日の就労) 母親 ○〇会社 (9:00~15:00 月15日の就労) 祖父 農業 (畑作従事) 祖母 無職 (高齢のため、思うように体が動かず、1人での保育は困難)			

○入所児童の家庭の状況

区分	氏名	児童との続柄	生年月日	性別	職業	課税の有無	備考	
						前年度分市町村民税		
入所児童の世帯員等	飛騨 太郎	父	S52.11.17	男・女	会社員	有・無	〇〇会社	
	飛騨 花子	母	S55.12.12	男・女	求職中	有・無		
	飛騨 一郎	兄	H21.8.30	男・女	小学3年生	有・無		
	飛騨 吉郎	祖父	S18.12.25	男・女	農業	有・無		
	飛騨 はな	祖母	S22.4.24	男・女	無職	有・無		
					男・女		有・無	
					男・女		有・無	

生活保護の状況 ・適用なし ・適用あり (年 月 日保護開始)

※市町村記載欄	入所申込の承諾	保育の実施の可否	保育の実施期間	保育の実施基準の番号
		要・否 (理由)	自 年 月 日 至 年 月 日	両親等: (), ()
		年 月 日 承諾	入所保育所	
			備考	

○ 記載にあたっては、入所の手引書よく読んで記入して下さい。※印の欄は記入する必要がありません。

○ 字は黒または青のボールペン等で、はっきりと書いて下さい。 11

支給認定書（③様式）に係る記入上の注意

支給認定申請書は、保護者が次の点に注意し記入のうえ提出して下さい。
その家庭から2人以上の児童が同時に申請を行う場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

（表面）

- 1 「申請児童」の欄は「氏名」にふりがなを付し、「性別」の欄は該当するものを○で囲んで下さい。
- 2 「障害者手帳の有無」の欄は、申請児童に係る障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等）の有無について、該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「保護者住所・連絡先」欄の（連絡先）については、連絡先が複数ある場合は連絡のつきやすい順に全て記入して下さい。
- 4 「認定者番号」の欄は、申請児童が既に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている場合は、当該申請児童に係る認定者番号を記入して下さい。（不明な場合は空欄でけっこうです）
- 5 ①「世帯の状況」の欄は、申請児童本人以外の申請児童の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「性別」及び「前年度分（当年度分）市町村民税課税の有無」欄は該当するものを○で囲んで下さい。また、世帯員の中で申請児童の他に施設型給付費・地域型保育給付費の支給認定を受けている児童がいる場合は、該当児童に係る「認定者番号」を「備考」に記入して下さい。
- 6 ②「利用を希望する期間」の欄は、小学校就学始期に達するまでのうち、施設（事業者）の利用を希望する期間を記入して下さい。（「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合は、保育の実施が必要な理由に該当すると見込まれる期間の範囲内で記入して下さい。）
- 7 ②「利用を希望する施設（事業者）名」の欄は、希望する順位に従い施設（事業者）名を記入し、また、その施設（事業者）を希望する理由（例えば、既に兄弟が利用しているため、延長保育（預かり保育）を実施しているため、距離が近いため等）を記入して下さい。
- 8 1及び5で記入していただいた方全ての個人番号（マイナンバー）を記載してください。

（裏面）

- ※裏面の③「保育の利用を必要とする理由等」の欄は、表面の「保育の希望の有無」の欄で「有」を○で囲んだ場合に記入して下さい。（「無」を○で囲んだ場合は記入の必要はありません。）
- 9 ③「保育の利用を必要とする理由」の欄は、表面の①「世帯状況」の欄に記入した児童の世帯員のうち、両親及び同居している両親以外の同居している親族等ごとに、児童を保育できない理由を、いずれに該当するかを判断して、該当する全ての□にチェック（☑）し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入してください。なお、選択肢の場合以外で児童を保育できない理由がある場合（就学や親のいない家庭など）は「その他」にチェック（☑）し、内容を（ ）内に記入して下さい。また「続柄」の欄について、同一の「続柄」に属するものが複数いる場合には、備考欄に氏名を記入して下さい。
- ※具体的な状況について、例えば、就労に該当する場合は勤務先・就労時間・就労日数・勤務時間・経路・手段等、出産（予定）日や産後の母の状況等、傷病名や治療見込期間、障害の程度等、介護している高齢者の介護度や看護している病人の傷病名や治療見込期間等、災害の程度・復旧見込み期間等、求職活動状況等、具体的な家族状況、（出産予定日や育児休暇取得の見込、その他に記載した内容の記入して下さい。）
- 10 ③「家族の状況」の欄は、該当する□にチェック（☑）してください。
 - 11 ④「税情報の提供等に当たっての署名欄」は、署名欄の記載の内容を確認のうえ、署名・捺印して下さい。

施設型給付費 ・ 地域型保育給付費等 支給認定申請書

平成30年11月12日

保護者氏名 飛 驒 太 郎



岐阜県飛驒市長 あて

次のとおり、施設型給付費・地域型保育給付費に係る支給認定を申請します。

申請に係る 小学校就学前 子ども	(ふりがな) 氏 名	生年月日	性別	障害者手帳 の有無
	(ひだ じろう) 飛驒 二郎	個人番号	平成27年4月1日生	
			1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
保護者 住所・連絡先	(住所) 飛驒市古川町本町〇番〇〇号 (連絡先) (父携帯) 090-××××-×××× (母携帯) 090-〇〇〇〇-〇〇〇〇			
認定者番号	※既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。			
保育の希望の 有無(※)	有 : 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合(幼稚園等と併願の場合を含む)			
	無 : 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く)			

(※)

- ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業者内保育をいいます。(以下同じ)
- ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。
- ・「有」を○で囲んだ場合は①～④に、「無」を囲んだ場合は①、②及び④に必要事項を記入して下さい。

①世帯の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	児童との 続柄	生年月日		性別	職業 又は 学校名等	前年度分(当年度分)市町村 税課税の有無	備考
			個人番号					
児童の 世帯員	ひだ たろう 飛驒 太郎	父	S52年11月17日		男・女	会社員	有・無	
			2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3					
	ひだ はなこ 飛驒 花子	母	S55年12月12日		男・女	求職中	有・無	
			3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4					
	ひだ いちろう 飛驒 一郎	兄	H21年8月30日		男・女	小学校 3年生	有・無	
		4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5						
	ひだ よしろう 飛驒 吉郎	祖父	S18年12月25日		男・女	農業	有・無	
			5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6					
	ひだ 飛驒 はな	祖母	S22年4月24日		男・女	無職	有・無	
			6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7					
生活保護適用の有無		適用無し ・ 適用有り (年 月 日保護開始)						

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用希望期間	平成31年4月1日 から 平成33年3月31日まで	
利用を希望する 施設(事業者)名	施設(事業者)名・希望理由	
	第1希望 宮城保育園	(理由) ■自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟入所 □その他()
	第2希望 増島保育園	(理由) □自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟入所 ■その他()
	第3希望 さくら保育園	(理由) □自宅付近 □職場付近 □通勤経路 □兄弟入所 ■その他()
	事業者番号*	

○ 「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。*印の欄は市町村記載欄ですので、記入する必要はありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いて下さい。

③保育の利用を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入して下さい。

保育の利用を必要とする理由	続柄	必要とする理由	備考
	父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況等など)) ○○会社 8:00~17:00 勤務 20日/月 就労	
	母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input checked="" type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他 () (具体的な状況(勤務先、就労時間・日数等や疾病の状況等など)) 平成31年4月(就労予定)	
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外		
希望する利用時間	利用曜日	利用時間	
	月 曜日から 金 曜日まで	8:30 時から 15:30 時まで	

④税情報等の提供等に当たっての署名欄

飛騨市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧すること。また、その情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等に対して提示することに同意します。

次年度4月の入所に向けた認定事務が集中するため、審査に時間を要することから、審査結果を2月にお知らせすることに同意します。

保護者氏名 飛騨 太郎



-----保護者の方の記入はここまで-----

*市町村記載欄

受付年月日	年 月 日
-------	-------

認定の可否	認定者番号	認定区分等
可・否 (否とする理由) 年 月 日認定		<input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標準 <input type="checkbox"/> 短)
支給(入所)の可否	支給(利用)期間	
可・否 (否とする理由) 〔 <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型〕	自 年 月 日 至 年 月 日	
入所施設(事業者)名		
〔 <input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) 〔 <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事)〕		
備考		

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

受付年月日	年 月 日
-------	-------

施設(事業者)名	(事業所番号:)
担当者氏名	(担当者)
連絡先	(連絡先)
入所契約(内定)の有無	有(契約・内定(年 月 日契約(内定))) ・ 無
備考	

9. 飛騨市ホームページ QR コード



飛騨市ホームページ



子育て支援ガイド 保育園

MEMO

MEMO

A large, empty rectangular box with a thin black border, occupying most of the page below the 'MEMO' header. It is intended for the user to write the content of the memo.